

事業概要説明シート

事務事業番号 30808

事務事業名	生活保護受給者自立支援事業		
事業開始年度	平成17年度～	担当部署	福祉部生活福祉室

根拠法令	枚方市生活保護受給者自立支援事業実施決裁		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託又は指定管理(委託先又は指定管理者: テンプスタッフ・ドレーク・ビーム・モリン株式会社)		
	<input type="checkbox"/> その他()		

目的 (何のために)	府の補助メニューの活用により、生活保護に関する申請者及び受給者で就労に至っていない者に対して、専門のカウンセラー等がきめ細かな助言・指導を行い、就労決定に結びつけて、その世帯の自立の促進を図る。
---------------	---

対象 (誰・何を対象に)	生活保護に関する申請者及び受給者のうち、稼働能力があるにもかかわらず、就労に至っていない者。
-----------------	--

事業内容	<p>専門のカウンセラー3人が、個別に面談を行い、対象者の就労意欲を喚起すると共に、履歴書・職務経歴書の作成、面接等のトレーニングを行う等、就職が実現できるようきめ細かな就労支援を行なう。</p> <p>また、求人開拓員は、近隣地域の求人情報を把握し、カウンセラーと連携を密にしなが、対象者の適性・能力・条件に見合った就労先をマッチングさせて、就職の実現に寄与する。</p>
------	---

類似事業	枚方公共職業安定所 : 「福祉から就労」支援事業
------	--------------------------

事業の必要性	失業や仕事に就けないことでの保護の受給者が増えているため、事業により1人でも多くの受給者が自立できるよう、就労支援を促進することが必要である。
--------	---

コ ス ト		H22年度決算		H23年度決算		H24年度当初予算	
		従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費
正職員	0.10人	811千円	1.10人	8,899千円	1.10人	8,800千円	
再任用職員	人	0千円	人	0千円	人	0千円	
非常勤職員等	人	千円	人	千円	人	千円	
人件費計(A)		811千円	8,899千円	8,800千円			
直接経費(B)		23,658千円	23,796千円	16,325千円			
総事業費(A+B)		24,469千円	32,695千円	25,125千円			

財源内訳		H22年度決算		H23年度決算		H24年度当初予算	
国庫支出金		千円	千円	千円	千円		
府支出金	24,183千円	23,281千円	16,119千円				
受益者負担(使用料等)	千円	千円	千円				
その他	千円	千円	千円				
一般財源	286千円	9,414千円	9,006千円				

平成23年度 事業費の主な内訳 (人件費除く)	内 容	金 額
	通信運搬費(就労支援室電話代)	117千円
	就労支援委託料	23,282千円
	備品(就労支援員用パソコン3台)	397千円

事業概要説明シート

事務事業番号 30808

事務事業名	生活保護受給者自立支援事業		
事業開始年度	平成17年度～	担当部署	福祉部生活福祉室

	活動指標もしくは成果指標	単位	H22年度	H23年度	H24年度(見込み)
活動実績	① 就労支援参加人数	人	265	232	250
	② 就職者数	人	119	125	130
	③				
単位当たりコスト (総事業費/活動指標)	① 事業費 / 就労支援参加人数	円	92,335	140,926	100,500
	② 事業費 / 就職者数	円	205,621	261,560	193,269
	③				
成果目標 (目標とする成果)	平成23年度では、125名の方が就労され、22世帯の方が生活保護から自立された。平成24年度についても、まずは就労支援プログラムに一人でも多く参加するよう促し、就職者や自立される世帯がさらに増えるよう事業の充実を図っていく。				
比較参考値 (他自治体での事業の例など)	同様の事業は、大阪府内では27の自治体で実施されており、その内11は民間との委託事業で実施されている。				
特記事項	平成17年度途中から1人の就労支援員により事業を開始したが、社会情勢の悪化により生活保護受給者が増加し、就労支援事業の需要が高まったため、平成22年度からは就労支援員を4名に増員し、年々就職決定者の増加を達成している。				
一次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策	現状のまま継続	短期間の支援で就職が実現できるよう取り組む			
一次評価結果	事業自体のあり方についての検討が必要では				
二次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策	改善	就労が可能である保護の申請者には、就労することが保護の要件であることを十分認識させ、原則的には申請と同時に就労支援事業に参加を促し、短期での就職実現を目指す。			